

LexisNexis® Compliance Package

【 テーマ別・パッケージ 】

子会社・グループ会社の 贈賄対策

贈賄対策をアップデートして、海外子会社・グループ会社のコンプライアンス体制を見直しませんか？



贈賄リスクは、米国・英国の厳格な規制だけでなく、
リスクの高いアジア地域でも
法改正や積極的な執行が行われています。



贈賄リスクは、入札・受注・通関・許認可・訴訟など、
様々な場面で直面しうるリスクにもかかわらず、制裁や
刑事罰の恐れが高く、現地での事業継続を脅かす問題です。



海外の子会社・グループ会社の
コンプライアンスリスクは、日本本社まで
エスカレーションされていないことがあります。



自社の海外子会社・グループ会社の贈賄リスクを徹底的に洗い出し、
どこにいてもリスクの端緒を発見できる体制づくりをサポートします。

レクシスネクシスが提案する贈収賄防止体制

- [① 情報収集] 法整備や法改正の動向調査・各社の摘発・訴訟情報確認
- [② リスクの実態把握] 贈賄リスクのアセスメント（行動・意識調査）、リスクマップの作成
- [③ ルールの整備] 汚職防止規程・宣誓書の提出・契約の贈賄防止条項・取引先の贈収賄前科/風評/贈収賄防止体制の確認・立入調査対応マニュアル
- [④ 不正の芽の察知と機敏な対処] ③のルール周知のための教育・研修
- [⑤ 制度] 接待や贈答の社内手続・内部通報制度・内部監査



法と、ビジネスをつなぐ。



LexisNexis® COMPLIANCE SOLUTION

資料請求 marketing-jp@lexisnexis.com

<http://www.lexisnexis.jp>

贈収賄防止規定のガイドライン例

第10条 (罰則)
 所在地において当該企業との役員に対する贈収賄を構成する罪、地裁においては、当該企業との役員に対して、外派役員等によって罰金刑を適用する。この場合、罰金刑の「外派役員等」は「民間企業」と読み替えらるるものとする。

第11条 (懲罰・制裁)
 法務・コンプライアンス部門は、当該グループの役員を対象とする、外派役員等に対する懲罰的又はコンプライアンス教育・研修を定期的に実施する。これを怠らなければならない。

第12条 (内部監査)
 当該グループは、外派役員等に関するコンプライアンスに関する監査を内部監査の対象に加え、監査の内容を監査計画に定めるものとする。内部監査部長は、内部監査の結果について、少なくとも6ヵ月に1回、コンプライアンス・オフィサーに報告しなければならない。

第13条 (説明責任)
 当該グループの役員が本規定に違反する行為を行った場合、行為者、管理層について、当該規程等社内規程に定められた処分を行う。ただし、9条1項に規定する事案が行われた場合には、懲罰的処分を課せられることがある。また、外派役員に対する懲罰を課せられた場合、本規定に違反する事案を知りながら9条1項に反してその職務を執行し続けた場合、懲罰が著しく重くなった場合、又は懲罰の内容に重大な過失、隠蔽行為が認められる場合には、これらの行為を行った者について処分を加重するものとする。

第14条 カイドライン・調達等の遵守
 当該グループの役員は、本規定のほか、外派役員等規制防止に必要な事項については、カイドライン、調達等を定めることとし、役員は、これに準拠するものとする。

第15条 (特例等の規定)
 当該グループは、必要に応じて、特定のグループ、国や会社、海外グループ会社や海外地域を対象とした、本規定、「外派役員等に対する懲罰・制裁のカイドライン」「付随的等の規程に関するカイドライン」の特別、緩和や適用に関する規則を定めることができる。この場合、特別に当該役員の特例を定めることとする。

ファシリテーション・ペイメントのガイドライン例

6 ファシリテーション・ペイメント
 選挙の行政サービスにかかる事務の円滑化を目的とした公設議員へのがしの支払いを行う。

第4条 (行動規範)

1 外派役員等に対する禁止事項、責任内規、罰則・制裁の禁止
 当該グループの役員は、以下に定める行為（当該グループの役員が個人的にその費用を負担する場合は含む）を行ってはならない。
 ① 直接または第三者を通じて、外派役員等に対し、金銭（ファシリテーション・ペイメントを含む）、贈与・贈答その他の利益を授けようとする（有罪・罰金のいずれかを認む。以下「選挙の規程」という）、その申込みを行うこと、又はその約束をすること
 ② 外派役員等が負担すべき経費を負担すること（以下「経費の負担」という）
 ③ 外派役員等に対し選別・制裁を行うこと

2 例外1 (贈与・贈答、責任内規、罰則・制裁)
 当該グループの役員は、罰則にかかわらず、外派役員等に対する贈与・贈答、責任内規、罰則・制裁については、次条1項に定める事前承認手続を履行した後に限り行うことができる。

3 例外2 (ファシリテーション・ペイメント)
 (1) 当該グループの役員は、外派役員等からファシリテーション・ペイメントの支払いを要求された場合、次条1項に定める事前承認手続を履行した後に限り行うことができる。
 (2) 当該グループの役員は、外派役員等からファシリテーション・ペイメントの支払いを要求され、直ちにこれを支払いのしない場合、当該グループの役員は、選挙の公正さ、選挙の円滑化に支障を及ぼすおそれがある場合、やむを得ずこれを支払いのしなければならない場合、事前承認手続を履行することなく、ファシリテーション・ペイメントの支払いを行うことができる。ただし、支払い後直ちに、次条2項に定める報告手続を履行しなければならない。

4 例外3 (風俗的慣習)
 当該グループの役員は、罰1項にかかわらず、外派役員等からの贈与の提供、経費の負担、選別・制裁（以下併せて「選挙の規程」という）の遵守を要しない場合、この選挙に反しないと、当該グループの役員は、選挙の公正さ、選挙の円滑化に支障を及ぼすおそれがある場合、やむを得ずこれを支払いのしなければならない場合、事前承認手続を履行することなく、その選挙に反して選挙の規程を行うことができる。ただし、実施後直ちに、次条2項に定める報告手続を履行しなければならない。

贈賄のニュース例


Mlex®規制や摘発の速報ニュースとその分析、各国政府の公式声明、事件ファイル等を収録。

The screenshot shows the Mlex Corporate website interface. At the top, there is a search bar and navigation tabs for NEWS, CASE FILES, EVENTS, and AB EXTRAS. Below this, there are more specific category tabs like MY MLEX, ANTI TRUST, WHITE HOUSE WATCH, M&A, TELECOM, STATE AID, TRADE, DIGITAL RISK, ENERGY & CLIMATE, FINANCIAL SERVICES, ANTI-BRIBERY & CORRUPTION, BREXIT, ALL CONTENT, and PRESS ROUND-UP. The main content area features a 'Press Summary' section with a headline: 'BMW, Porsche officials indicted in South Korea for fabricating emissions documents'. The article is dated 23 Apr 18 | 07:50 GMT. There is an 'In Brief' section and a 'Related Case File(s)' section. A callout box highlights an example of an abstract: '「韓国のBMWおよびポルシェの役員・従業員が排出証明書類の偽造で起訴」'.


「法と、ビジネスをつなぐ。」 レクシスネクシスのソリューション

企業成長のための、「攻めのコンプライアンス」へ。
 LexisNexis® Compliance solutions


対処すべきリスクも、構築すべきコンプライアンス体制も、ひとつひとつの企業ごとに違います。レクシスネクシスは、貴社にあるべきコンプライアンスのかたちを描き、管理者や担当者が最小の手間でコンプライアンス管理ができる体制やしきみをつくることを支援します。




リサーチ&コンサルティング



コンプライアンス データベース



コンプライアンス マネジメント



グローバル コンプライアンス